

(資料四)

令和六年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 .....	1
島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....	2
島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 .....	4
島根県核燃料税条例 .....	4
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	6
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 .....	7
島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	21
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	21

第155号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 島根県吏員恩給条例
- (2) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- (3) 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- (4) 職員の給与に関する条例
- (5) 職員の退職手当に関する条例
- (6) 県立学校の教育職員の給与に関する条例
- (7) 行政不服審査法施行条例
- (8) 個人情報保護に関する法律施行条例
- (9) 島根県情報公開・個人情報保護審査会条例
- (10) 島根県県税条例
- (11) 金属くずの取扱いに関する条例
- (12) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- (13) 島根県迷惑行為防止条例
- (14) 島根県暴力団排除条例
- (15) 島根県屋外広告物条例
- (16) 島根県自然環境保全条例
- (17) 島根県希少野生動植物の保護に関する条例
- (18) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (19) 島根県青少年の健全な育成に関する条例
- (20) 集団行進及び集団示威運動に関する条例
- (21) 島根県砂防指定地管理条例
- (22) 島根県公害防止条例
- (23) 島根県心身障害者扶養共済制度条例

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

第156号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

関係法令の施行等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 旅券法関係手数料

ア 未交付により失効した旅券がある場合の一般旅券の発給の申請に係る手数料の設定

改正前	改正後
2,000円	2,000円 (未交付により失効した旅券(以下「未交付失効旅券」という。)がある場合で、一定期間内に新たな一般旅券の発給(以下「新規の発給」という。)を申請するときは、4,000円)

イ 一般旅券の発給の申請における電子手続の導入に伴う手数料の改正

改正前		改正後	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
一般旅券の発給を受けようとする者	2,000円 (未交付失効旅券がある場合で、一定期間内に新規の発給を申請するときは、4,000円)	一般旅券の発給を受けようとする者 ア イに掲げる場合以外の場合	2,300円 (電子手続により一般旅券の発給を申請する場合には、

		イ 未交付 失効旅券 がある場 合で、一 定期間内 に新規の 発給を申 請すると き。	1,900円) 4,300円 (電子手続に より一般旅券 の発給を申請 する場合に あっては、 3,900円)
--	--	---	--

(2) 大麻取締法関係手数料

ア 引用する法律の題名の改正

改正前	改正後
大麻取締法	大麻草の栽培の規制に関する法律

イ 大麻取締法の改正による免許の名称の改正

改正前	改正後
大麻取扱者	大麻草採取栽培者

ウ 大麻草の栽培の規制に関する法律の改正による免許の名称の改正及び手数料の額の改定

ア) 免許の名称の改正

改正前	改正後
大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者

イ) 手数料の額の改定

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
大麻草採取栽培者の免許	6,700円	第一種大麻草採取栽培者の免許	21,500円

エ 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)のア並びに(2)のア、イ及びエについては公布の日から、2の(1)のイについては令和7年3月24日から、2の(2)のウについては令和7年3月1日から施行する。

第157号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

水と緑の森づくり税の適用期間の延長

(1) 個人の県民税の均等割の税率の特例

改正前	改正後
令和6年度分まで	令和11年度分まで

(2) 法人の県民税の均等割の税率の特例

改正前	改正後
令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分まで	令和12年3月31日までの間に開始する事業年度分まで

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

第158号議案

島根県核燃料税条例

1 提案理由

現行の島根県核燃料税条例が令和7年3月31日をもって失効するため、引き続き核燃料税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 課税の根拠

地方税法の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課すること。

### (2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによること。

### (3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、次の表の左欄に掲げる区分を課税客体として、同表の右欄に定める額によって課すること。

発電用原子炉への核燃料の挿入	価額割額
発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	出力割額

### (4) 課税期間

課税期間とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、原則として、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすること。

ア 4月1日から6月30日まで

イ 7月1日から9月30日まで

ウ 10月1日から12月31日まで

エ 1月1日から3月31日まで

### (5) 課税標準

課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすること。

### (6) 税率

ア 価額割の税率は、発電用原子炉の設置後最初に核燃料を挿入した場合は核燃料の価額の100分の17とし、それ以外の場合は100分の8.5とすること。

イ 出力割の税率は、運転中の発電用原子炉にあつては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき42,700円とし、廃止措置中の発電用原子炉にあつては一の課税期間ごとに発電用原子炉の熱出力1,000キロワットにつき63,000円とすること。

### (7) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によること。

(8) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、価額割にあっては発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とし、出力割にあっては課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とすること。

(9) 経過措置

この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこと。

(10) 有効期限

この条例は、施行日から起算して5年間その効力を有すること。

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第159号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する産業教育手当及び定時制通信教育手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 手当の額の改正

手当名	改正前		改正後
産業教育手当	実習を伴う授業	授業1時間につき 300円	支給月額の限度額 給料月額100分の5
	週休日等の業務	1日につき 1,200円	
	正規の勤務時間以外（週休日等	1日につき 600円	

	を除く。 ) の業務		
定時制通信 教育手当	定時制（夜 間）の業務	1日につき 900円	支給月額の限度額 給料月額の100分の3.5 （管理職員にあつては、 100分の2.5）
	通信制の業 務	1日につき 2,400円	支給月額の限度額 給料月額の100分の2 （管理職員にあつては、 100分の1.5）

- (2) 教育職員が勤務しないときに給与から減額する勤務1時間当たりの給与額に産業教育手当及び定時制通信教育手当を加えること。
- (3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正
- (4) (1)に伴う規定の整理

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

## 第160号議案

### 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 運転免許証の交付等に係る手数料の新設

##### ア 運転免許証の交付

区 分	手数料の額
免許情報記録個人番号カード（第1種運転免許又は第2種運転免許に係るもの）保有者	2,550円

イ 特定免許情報の記録

区	分	手数料の額
特定免許情報の記録	特定試験免除者	1,350円
	複数免許取得者	1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額
	特定試験免除者以外の者	1,550円
	複数免許取得者	1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額
	更新時不交付申出をする場合	800円
	免許証の交付を希望しない旨の申出及び更新時不交付申出のいずれもしない場合	1,500円
	免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合	100円
免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードの記録変更	1,550円
	免許証・免許情報記録個人番号カード保有者	100円
	複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除	1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額

く。)

#### ウ 運転免許証又は免許情報記録の更新

区	分	手数料の額
免許証の有効期間の更新 (同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	更新時不交付申出をする場合 (経由申請をする場合を除く。)	1,300円
免許情報記録の有効期間の更新 (同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	経由地書換申出をする場合	1,000円
	経由地書換申出をしない場合	1,950円
	経由申請をしない場合	2,100円
免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由地書換申出をする場合	2,500円
	経由地書換申出をしない場合	2,850円
	経由申請をしない場合	2,950円

#### エ 更新申請の経由

区	分	手数料の額
経由地書換申出をする場合		1,700円

#### オ 運転経歴情報の記録

区	分	手数料の額
運転経歴情報の記録		900円
運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合		100円

カ 講習

区	分	手数料の額
更新時講習	優良運転者、一般運転者及び違反運転者等（特定基準不該当者）に対するオンライン講習	200円

(2) 運転免許試験等に係る手数料の改正

ア 運転免許試験

区	分	改正前	改正後
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,550円	1,650円
	特定失効者又は特定取消処分者	1,900円	1,950円
	特定理由失効者	800円	750円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用しないで受ける場合（以下「自動車不使用」という。））	4,100円	3,900円
	試験の一部免除を受けない者（公安委員会が提供する自動車を使用して受け	6,600円	6,900円

	る場合（以下「自動車使用」という。））		
普通自動車免許	技能検査合格者 又は指定自動車 教習所卒業者	1,750円	1,900円
	特定失効者又は 特定取消処分者	1,900円	1,950円
	特定理由失効 者	800円	750円
	試験の一部免除 を受けない者 （自動車不使 用）	2,550円	2,500円
	試験の一部免除 を受けない者 （自動車使用）	3,350円	3,300円
特定第1種運転 免許（大型特殊 自動車免許、大 型自動2輪車免 許、普通自動2 輪車免許又は牽 引免許をいう。 以下同じ。）又 は大型特殊自動 車第2種免許若 しくは牽引第2 種免許	指定自動車教習 所卒業者	1,750円	1,850円
	特定失効者又は 特定取消処分者	1,900円	1,950円
	特定理由失効 者	800円	750円
	試験の一部免除 を受けない者 （自動車不使 用）	2,600円	2,800円
	試験の一部免除 を受けない者 （自動車使用）	4,050円	4,550円
小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許	特定失効者又は 特定取消処分者	1,900円	1,950円
	特定理由失効	800円	750円

	者		
	試験の一部免除を受けない者	1,500円	1,600円
大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許（以下「大型自動車第2種免許等」という。）	指定自動車教習所卒業者	1,700円	1,800円
	特定失効者又は特定取消処分者	1,900円	1,950円
	特定理由失効者	800円	750円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	4,800円	4,500円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	7,650円	7,450円
仮運転免許	指定自動車教習所卒業者	1,700円	1,800円
	失効者（6月超え1年未満）	1,550円	1,650円
	試験の一部免除を受けない者（自動車不使用）	2,900円	2,950円
	試験の一部免除を受けない者（自動車使用）	4,350円	4,700円

イ 技能検査（自動車の運転について必要な技能の有無の検査）

区 分	改正前	改正後	
大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許	自動車不使用	3,900円	3,950円
	自動車使用	6,400円	6,950円

又は準中型自動車仮運転免許を受けている者			
普通自動車仮運転免許を受けている者	自動車不使用	3,750円	3,850円
	自動車使用	4,550円	4,650円

ウ 免許に付された限定を解除するための審査

区 分	改正前	改正後
自動車不使用	1,400円	1,350円
自動車使用	2,850円	3,100円

エ 運転免許証の交付

区 分	改正前	改正後
特定試験免除者（第1種運転免許又は第2種運転免許に係るもの）	1,700円	2,100円
複数免許取得者	1,700円に、他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額	1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額
特定試験免除者以外の者（第1種運転免許又は第2種運転免許に係るもの）	2,050円	2,350円
複数免許取得者	2,050円に、他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額	2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額
仮運転免許証	1,150円	1,100円

オ 運転免許証の再交付

区 分	改正前	改正後
第1種運転免許証又は第2種運転免許証	2,250円	2,600円
仮運転免許証	1,150円	1,050円

力 認知機能検査員講習

区 分	改正前	改正後
全項目受講者	1,450円	1,400円
一部項目免除者	1,200円	1,150円

キ 運転技能検査

区 分	改正前	改正後
運転技能検査	3,550円	3,650円

ク 技能検定員審査等

区 分	改正前	改正後	
技能検定員審査	大型自動車免許等	23,400円	23,750円
	普通自動車免許	19,500円	19,800円
	特定第1種運転免許	14,700円	14,450円
	大型自動車第2種免許等	21,500円	22,200円
教習指導員審査	大型自動車免許等	14,550円	15,100円
	普通自動車免許	11,850円	12,000円
	特定第1種運転免許	9,650円	9,950円
	大型自動車第2種免許等	12,450円	12,850円

ケ 再試験

区 分	改正前	改正後
-----	-----	-----

準中型自動車免許	自動車不使用	1,900円	2,050円
	自動車使用	4,400円	5,050円
普通自動車免許	自動車不使用	1,750円	1,950円
	自動車使用	2,550円	2,750円
大型自動2輪車免許又は普通自動2輪車免許	自動車不使用	1,650円	1,800円
	自動車使用	3,100円	3,550円
原動機付自転車免許		1,000円	1,100円

#### コ 運転免許証の更新

区 分	改正前	改正後
経由申請をする場合	2,550円	2,750円
経由申請をしない場合	2,500円	2,850円

#### サ 更新申請の経由

区 分	改正前	改正後
経由地書換申出をしない場合	550円	750円

#### シ 運転経歴証明書の交付等

区 分	改正前	改正後
交付又は再交付	1,100円	1,150円

#### ス 国外運転免許証の交付

区 分	改正前	改正後
交付	2,350円	2,250円

#### セ 講習

区 分	改正前	改正後
安全運転管理者等に対する講習	1時間につき 750円	1時間につき 850円
取消処分者講習	1時間につき 2,350円	1時間につき 2,400円
取得時講習	大型自動車免許 1時間につき	1時間につき

	等（準中型自動車免許にあっては、普通自動車免許保有者に対するものに限る。）	4,450円	4,650円
	準中型自動車免許（普通自動車免許保有者に対するものを除く。）	1時間につき 3,500円	1時間につき 3,800円
	普通自動車免許	1時間につき 2,800円	1時間につき 3,050円
	大型自動2輪車免許	1時間につき 4,150円	1時間につき 4,300円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 4,000円	1時間につき 4,200円
	原動機付自転車免許	1時間につき 1,500円	1時間につき 1,750円
	大型自動車第2種免許等	1時間につき 3,100円	1時間につき 3,200円
	応急救護処置講習	1時間につき 1,400円	1時間につき 1,850円
	指定自動車教習所職員講習	1時間につき 750円	1時間につき 900円
初心運転者講習	準中型自動車免許	1時間につき 2,150円	1時間につき 2,300円
	普通自動車免許	1時間につき 2,050円	1時間につき 2,150円
	大型自動2輪車免許	1時間につき 2,700円	1時間につき 2,850円
	普通自動2輪車免許	1時間につき 2,550円	1時間につき 2,700円

	原動機付自転車 免許	1 時間につき 2,450円	1 時間につき 2,550円
更新時講習	違反運転者等 (特定基準不該 当者でない者) に対する講習	1,350円	1,400円
高齢者講習	普通自動車対応 免許を受けてい る者(運転技能 検査等対象者を 除く。)に対す る講習	6,450円	6,600円
	普通自動車対応 免許を受けてい る者(運転技能 検査等対象者に 限る。)又は第 1種運転免許若 しくは第2種運 転免許であって 普通自動車対応 免許以外のもの のみを受けてい る者に対する講 習	2,900円	2,950円
違反者講習	実車等指導を含 む講習	12,500円	12,900円
	実車等指導を含 まない講習	9,050円	9,350円
若年運転者講習		1 時間につき 2,250円	1 時間につき 2,600円
特定小型原動機付自転車運転者講 習		1 時間につき 2,000円	1 時間につき 2,100円

自転車運転者講習	1 時間につき 2,000円	1 時間につき 2,050円
----------	-------------------	-------------------

ソ 通知手数料

区 分	改正前	改正後
講習通知手数料	900円	1,000円

タ 審査細目の免除により技能検定員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
技能検定員として必要な運転技能	大型自動車免許等	4,000円	3,800円
	普通自動車免許	3,550円	3,650円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,200円
	大型自動車第2種免許等	4,250円	4,450円
自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許等	6,700円	6,350円
	普通自動車免許	6,100円	6,250円
	特定第1種運転免許	2,100円	1,900円
	大型自動車第2種免許等	7,400円	7,750円
技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許等	2,350円	2,600円
	普通自動車免許	1,900円	1,850円
	特定第1種運転免許	2,650円	2,550円
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	普通自動車免許	2,050円	2,000円
	特定第1種運転免許	2,550円	2,400円
	大型自動車第2種	3,700円	3,750円

	種免許等		
旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,550円	2,600円
技能検定員として必要な運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,350円	2,950円
	特定第1種運転免許	1,100円	1,350円
教則の内容となっている事項及び自動車教習所に関する法令についての知識のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	500円	550円
	普通自動車免許又は特定第1種運転免許	300円	350円

チ 審査細目の免除により教習指導員審査手数料の額から減ずる額

審査細目	審査種別	減ずる額	
		改正前	改正後
教習指導員として必要な運転技能	大型自動車免許等	4,000円	3,800円
	普通自動車免許	3,550円	3,650円
	特定第1種運転免許	1,250円	1,200円
	大型自動車第2種	4,250円	4,450円

		種免許等		
	技能教習に必要な教習の技能	大型自動車第2種免許等	2,050円	2,100円
	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識	特定第1種運転免許	1,300円	1,350円
	自動車教習所に関する法令についての知識	特定第1種運転免許	1,300円	1,350円
	教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許等	1,500円	1,550円
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等	2,550円	2,600円
	教習指導員として必要な運転技能及び技能教習に必要な教習の技能のいずれも免除される場合に更に減ずる額	大型自動車免許等	2,400円	3,000円
		普通自動車免許	900円	950円
		特定第1種運転免許	1,100円	1,350円
		大型自動車第2種免許等	2,850円	2,950円
	教則の内容となっている事項 その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許等	150円	200円
		特定第1種運転免許	150円	50円

識のいずれも免除される場合に更に減ずる額			
----------------------	--	--	--

ツ 自動車の保管場所標章の交付又は再交付に係る手数料の廃止

3 施行期日

令和7年3月24日から施行する。ただし、2の(2)のツについては、令和7年4月1日から施行する。

第161号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、救護施設及び更生施設の運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 救護施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこと。
- (2) 更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成し、これに基づく指導をし、及び入所者に対して退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならないこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第162号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行及び農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限

移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

(1) 農地法に基づく事務のうち、原状回復等の措置を講ずることの命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項の公表を浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 農用地利用集積等促進計画の認可  
イ アの認可をした旨の通知及び公告

(3) 引用する条項の整理

## 3 施行期日

2の(1)及び(3)については食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(2)については令和7年4月1日から施行する。